

「山梨県消費者基本計画」の概要（案）

1 計画の策定

趣旨

○消費者施策を総合的かつ計画的に推進することにより、県民の消費生活の安定と向上を図る

計画の位置付け

○県消費生活条例(計画策定の根拠となる規定を追加する条例改正を予定)

計画の期間

○平成28年度～平成32年度(5年間)

2 基本的な考え方

【現状と課題、ニーズ】

1 県民生活センターにおける消費生活相談の動向

- ・最近4, 500件程度で横ばい(H24:4, 411件、H25:4, 821件、H26:4, 428件)
- ・60歳以上の相談割合は、3割超(H24 31.6%、H25 34.7%、H26 32.5%)
- ・高度情報化などにより、手口も巧妙・複雑化
- (参考)市町村窓口相談件数 (H24:1, 430件、H25:1, 748件、H26:1, 964件)

2 相談体制等

- ①県民生活センター(甲府市)
消費生活相談員10名(有資格者7名) ※ 本所:8名 地方相談室(都留市):2名

②市町村

国交付金を活用し、消費生活相談の充実や啓発事業を実施しているが、継続した取組が必要
【国の消費者行政強化作戦】

消費生活センターの設置(人口5万人以上の全市町:達成率40%) (達成率:H26:4現在)

(同5万人未満の50%の全市町:達成率22.7%)
消費生活相談員の配置(市町村50%以上:達成率44.4%)

(有資格者75%以上:達成率52.5%)
(研修参加率100%(毎年度):78.3%)

消費者安全確保地域協議会の設置(人口5万人以上の全市町:0%)
(見守りネットワークの構築)

3 「やまなし消費者教育推進計画」(H26～H29)に基づき、県民生活センターを拠点に消費者教育を推進

4 消費者利益の擁護等のため、消費者関係法令が大幅に改正

- ・「消費者安全法」見守り等の消費者安全確保地域協議会を組織(H28.6までに施行)
- ・「景品表示法」措置命令などの権限を都道府県知事に付与(H26.12施行)
- ・「食品表示法」食品衛生法、JAS法、健康増進法の食品表示規定を統合した一元的食品表示制度の創設(H27.4施行)

5 国は、消費者基本法に基づき新たな消費者基本計画(H27～H31)をH27.3に策定・公表

6 28都道府県が、基本計画を策定済

7 消費者団体から、県民参加による「県消費者基本計画」策定と消費者行政施策の県総合計画への位置付けの要望(H25.12)

具体的な
成果指標

施策・事業を
積極的に実施

検証
評価

見直し

PDCAサイクルの確立

3 計画の構成イメージ

第1章 計画の策定

1 趣旨 2 位置付け 3 期間

第2章 消費者行政を取り巻く現状と課題

1 国、県、市町村の状況
2 消費生活相談の推移
3 県・市町村の相談体制

第3章 消費者施策の基本的方針

1 商品やサービスの安全の確保
・監視指導及び検査の徹底
・消費者事故の調査・公表
・生活関連物資の安定供給・価格安定化

2 消費者と事業者との取引の適正化
・規格・表示の適正化の推進
・消費者契約の適正化の推進

3 消費者教育の推進
(消費者教育推進法の施行(平成24年12月))

「やまなし消費者教育推進計画」(H26～H29)
※H26.3策定済・基本計画に組み入れ

県民生活センター＝消費者教育推進の拠点
重点施策1 高齢者・障害のある人に対する消費者教育の推進
重点施策2 小学校期～高等学校期における消費者教育の推進

4 消費者被害の救済
・相談対応の充実
・多重債務問題に対する解決支援

5 市町村・関係機関等との連携及び活動支援
・市町村の相談体制充実への支援
・関係団体との連携及び活動支援

第5章 重点的に取り組む施策

1 重点施策① 2 重点施策② 3 重点施策③

第6章 計画の推進

1 推進体制 2 進行管理